

令和3年12月28日  
復興庁

## 全国の避難者数

各地方公共団体の協力を得て、東日本大震災による避難者の所在都道府県別・所在施設別の数（令和3年12月9日現在）を把握しましたので、以下の通り公表します。

- ① 全国の避難者数は、約3.9万人
- ② 全国47都道府県、914の市区町村に所在

別紙1：所在都道府県別の避難者数【概要】

別紙2：所在都道府県別の避難者数【一覧】

本件連絡先：復興庁 被災者支援班

矢野・濱田

TEL：03-6328-0271

所在都道府県別の避難者数(令和3年12月9日現在) 【概要】  
 (下段のカッコ書きは、前回(令和3年11月11日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所 在 都道府県	施設別			計	(前回 との差)	所 在 市区町村数	
	A 応急仮設住宅等 及びそれ以外の 賃貸住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等				
北海道	889	391	7	1,287	(- 2)	50	
東 北	岩手県	0	768	3	771	(- 24)	(※1) 23
	宮城県	13	1,251	9	1,273	( 0)	(※1) 26
	福島県	784	(※2) 5,993	—	6,777	(- 49)	(※1) 24
	上記三県 以外の県	2,170	1,968	17	4,155	(- 52)	83
	合 計	2,967	9,980	29	12,976	(- 125)	156
関 東	8,208	10,020	143	18,371	(- 112)	338	
東海・北陸	962	330	1	1,293	(- 3)	91	
近 畿	1,009	884	1	1,894	(- 64)	93	
中 国	819	540	4	1,363	(- 27)	47	
四 国	88	65	0	153	( 0)	27	
九州・沖縄	1,080	462	3	1,545	(- 2)	112	
合 計	16,022 (- 229)	22,672 (- 108)	188 (+ 2)	38,882	(- 335)	914 (- 2)	

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から27, 297人、宮城県から3, 409人、岩手県から786人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。

所在都道府県別の避難者数(令和3年12月9日現在) 【一覧】  
 (下段のカッコ書きは、前回(令和3年11月11日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
1 北海道	889 (- 2)	391 ( 0)	7 ( 0)	1,287 (- 2)	50 ( 0)
2 青森県	35 ( 0)	172 ( 0)	3 ( 0)	210 ( 0)	15 ( 0)
3 岩手県	0 ( 0)	768 (- 24)	3 ( 0)	771 (- 24)	(※1) 23 (- 1)
4 宮城県	13 ( 0)	1,251 ( 0)	9 ( 0)	1,273 ( 0)	(※1) 26 ( 0)
5 秋田県	166 (- 5)	248 (- 1)	0 ( 0)	414 (- 6)	17 ( 0)
6 山形県	743 (- 3)	707 (- 7)	9 ( 0)	1,459 (- 10)	28 ( 0)
7 福島県	784 (- 9)	(※2) 5,993 (- 40)	—	6,777 (- 49)	(※1) 24 ( 0)
8 茨城県	1,182 (- 4)	1,568 (- 14)	35 ( 0)	2,785 (- 18)	39 ( 0)
9 栃木県	1,864 ( 0)	872 ( 0)	6 ( 0)	2,742 ( 0)	24 ( 0)
10 群馬県	194 (- 48)	334 (+ 39)	8 (+ 1)	536 (- 8)	23 ( 0)
11 埼玉県	975 (- 16)	1,822 (- 11)	23 (+ 1)	2,820 (- 26)	56 ( 0)
12 千葉県	962 (- 1)	1,379 (+ 5)	22 ( 0)	2,363 (+ 4)	42 ( 0)
13 東京都	1,951 (- 20)	1,587 (- 1)	37 ( 0)	3,575 (- 21)	51 ( 0)
14 神奈川県	46 ( 0)	1,891 (- 2)	11 ( 0)	1,948 (- 2)	24 ( 0)
15 新潟県	1,226 (- 42)	841 (+ 6)	5 ( 0)	2,072 (- 36)	23 ( 0)
16 富山県	39 ( 0)	77 ( 0)	0 ( 0)	116 ( 0)	6 ( 0)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
17 石川県	59 ( 0)	32 ( 0)	1 ( 0)	92 ( 0)	9 ( 0)
18 福井県	53 ( 0)	18 ( 0)	0 ( 0)	71 ( 0)	8 ( 0)
19 山梨県	322 ( 0)	136 (- 2)	0 ( 0)	458 (- 2)	17 ( 0)
20 長野県	405 ( 0)	216 ( 0)	1 ( 0)	622 ( 0)	32 ( 0)
21 岐阜県	60 ( 0)	106 ( 0)	0 ( 0)	166 ( 0)	20 ( 0)
22 静岡県	307 (- 33)	215 (- 6)	0 ( 0)	522 (- 39)	30 (- 1)
23 愛知県	733 (- 3)	80 ( 0)	0 ( 0)	813 (- 3)	41 ( 0)
24 三重県	71 ( 0)	35 ( 0)	0 ( 0)	106 ( 0)	15 ( 0)
25 滋賀県	69 (- 1)	70 ( 0)	0 ( 0)	139 (- 1)	12 ( 0)
26 京都府	85 ( 0)	218 (- 31)	0 ( 0)	303 (- 31)	14 ( 0)
27 大阪府	301 (- 8)	264 (- 6)	1 ( 0)	566 (- 14)	21 ( 0)
28 兵庫県	409 (- 15)	285 (- 3)	0 ( 0)	694 (- 18)	22 ( 0)
29 奈良県	59 ( 0)	18 ( 0)	0 ( 0)	77 ( 0)	10 ( 0)
30 和歌山県	33 ( 0)	11 ( 0)	0 ( 0)	44 ( 0)	6 ( 0)
31 鳥取県	40 ( 0)	24 ( 0)	0 ( 0)	64 ( 0)	3 ( 0)
32 島根県	34 ( 0)	14 ( 0)	3 ( 0)	51 ( 0)	7 ( 0)
33 岡山県	578 (- 18)	327 (- 8)	0 ( 0)	905 (- 26)	17 ( 0)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
34 広島県	116 (- 1)	160 ( 0)	1 ( 0)	277 (- 1)	12 ( 0)
35 山口県	51 ( 0)	15 ( 0)	0 ( 0)	66 ( 0)	8 ( 0)
36 徳島県	13 ( 0)	10 ( 0)	0 ( 0)	23 ( 0)	8 ( 0)
37 香川県	41 ( 0)	9 ( 0)	0 ( 0)	50 ( 0)	6 ( 0)
38 愛媛県	27 ( 0)	9 ( 0)	0 ( 0)	36 ( 0)	5 ( 0)
39 高知県	7 ( 0)	37 ( 0)	0 ( 0)	44 ( 0)	8 ( 0)
40 福岡県	443 (- 1)	150 ( 0)	0 ( 0)	593 (- 1)	34 ( 0)
41 佐賀県	69 ( 0)	20 ( 0)	0 ( 0)	89 ( 0)	8 ( 0)
42 長崎県	30 ( 0)	17 ( 0)	0 ( 0)	47 ( 0)	5 ( 0)
43 熊本県	133 ( 0)	74 ( 0)	2 ( 0)	209 ( 0)	11 ( 0)
44 大分県	78 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	80 ( 0)	11 ( 0)
45 宮崎県	111 ( 0)	133 ( 0)	0 ( 0)	244 ( 0)	10 ( 0)
46 鹿児島県	55 ( 0)	41 (- 2)	0 ( 0)	96 (- 2)	11 ( 0)
47 沖縄県	161 (+ 1)	26 ( 0)	0 ( 0)	187 (+ 1)	22 ( 0)
合 計	16,022 (- 229)	22,672 (- 108)	188 (+ 2)	38,882 (- 335)	914 (- 2)

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から27, 297人、宮城県から3, 409人、岩手県から786人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。